

広島市立広島市民病院
全自動錠剤分包機システム
技 術 仕 様 書

地方独立行政法人広島市立病院機構

1. 調達物件の背景及び目的

既存装置は平成16年と18年に新規導入し使用している。

錠剤一包化業務は調剤業務のひとつであり、当院では処方量が多く24時間稼働している。

最近では経年劣化によるトラブルのためメンテナンスサービス係を頻繁に呼び出しながら運用しており、修理や部品調達に時間を要し、業務に支障をきたし修繕費用も嵩んでいる。

本調達物件は、フリーカセット機構であり、薬品カセットの充填チェック機能もあり、医療過誤を未然に防ぐ対策としても期待できる。

2. 調達物品名及び構成内容

全自動錠剤分包機システム	一式
構成内訳	
1 全自動錠剤分包機	2台
2 錠剤仕分け装置	1台
3 サーバー装置	1台
4 アプリ端末	1台
5 クライアント端末	13台
6 錠剤分包機制御端末	1台
7 錠剤分包ソフト	1式
8 錠剤除包機	1台
上記の他、搬入・据付・配線・調整等に要する経費を含む	

3. 技術的要求要件

- (1) 本調達物件に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、別紙に示すとおりである。
- (2) 技術的要件は、全て必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は、発注者の必要とする最低限の要求要件を示しており、本調達物件の性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 本調達物件の性能等が技術的要求を満たしているか否かの判定は、広島市立広島市民病院医療機器選定委員会より、審査の委嘱を受けた申請科及び事務室において、本調達物件に係わる技術仕様書に対する提案書やその他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (5) 本調達物件の構成においては、全て新品であること。引上げ品等使用している場合は落札決定の対象から除外する。

4. その他

- (1) 仕様に関する留意事項
 - ① 本調達物件のうち医療用具に関しては、入札時点で「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）」に定められている製造の承認を得ている機器であること。
 - ② 本調達物件は、入札時点で製品化されていることを原則とする。ただし、入札時に製品化されていない機器で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。
- (2) 提案に関する注意事項
 - ① 提案に際しては、提案システムが本仕様書の要求要件をどの程度満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的、かつ、分かりやすく記載すること。
したがって、本仕様書の技術的要件に対して、単に「できます。」「提案します。」といった具体性のない提案書の場合、評価できないため不合格とする。
 - ② 提出資料等に関する照会先を明記すること。
 - ③ 提出された内容について、ヒアリングを行う場合があり、ヒアリングについて打診を受けた場合は、必ず対応すること。